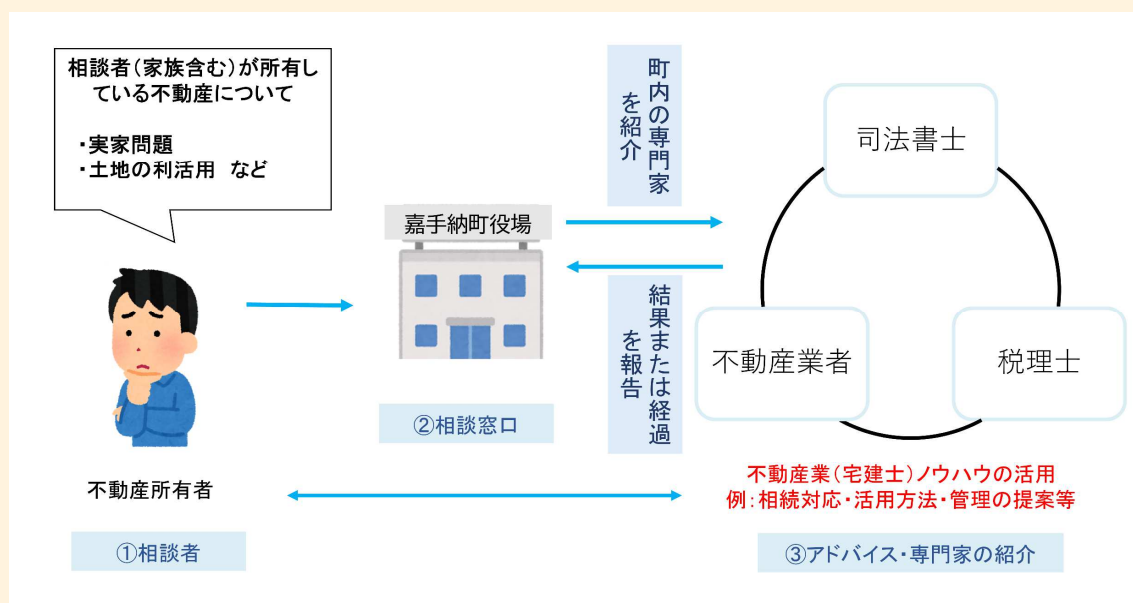


嘉手納町に不動産を所有する方々へ 住宅や住宅用地に関することで お困りはありませんか？

嘉手納町では、不動産などの住まいに関する
相談窓口を始めました。



住宅に関する
補助金

建物の解体

不動産の相続

住宅のリフォーム

不動産の利活用について

住まいに関する
ご相談に対応します。

嘉手納町住まいるコンシェルジュ

嘉手納町住まいるコンシェルジュ

検索

----- お申込みについて -----

オンラインフォームからご相談受付します。
相談内容や希望日等をお知らせください。

----- ご相談方法 -----

ご相談は予約制になります。(30分)
相談対応時間 10:00-16:00 ※12:00-13:00は除く
ただし、土日祝日及び12月29日から1月3日は除く



住まいるコンシェルジュ
相談予約

嘉手納町住まいるコンシェルジュ事業(嘉手納町企画財政課)
TEL:098-956-1111(内線 244-243)